

専門サービス提供者の登録に関する ガイドラインの概要について

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、2021年5月24日に公表された専門サービス提供者の登録に関するガイドラインの概要についてご紹介いたします。

皆様ご存知のとおり、人材派遣を規制する連邦労働法の改正が2021年4月23日に官報公布がなされ、その翌日の4月24日から施行されています。改正後連邦労働法においては、原則人材派遣を禁止する（連邦労働法第12条）一方で、「派遣先企業の事業目的あるいは主要な経済的活動を構成しないサービス」である専門サービス・業務のための人材派遣サービス（“専門サービス”）を提供することは認められています（連邦労働法第13条）。ただし、当該専門サービスを提供する自然人、法人（“専門サービス提供者”）は、当該専門サービスを提供するにあたって労働社会保障省（“STPS”）の認可を受けることが求められ、STPSから認可を受けた専門サービス提供者のみが専門サービスを行うための人材派遣サービスを提供することができます（連邦労働法第15条）。当該STPSからの認可手続きについては、改正法施工後の経過措置を定める付則（“付則”）第2条において、STPSは改正法施行後30日以内に専門サービス提供者の登録に関するガイドラインの公表を行うことを明記していました。そして、STPSは5月24日に「連邦労働法15条で規定される専門サービス・業務を提供する自然人または法人の登録に関する規則（“ガイドライン”）」を官報公示し、翌日5月25日から施行されています。またSTPSは5月24日に登録のための専用ウェブサイトを開示し、その中で登録に関するFAQを開示しています。メキシコ日系企業の皆様の中にも専門サービスを提供するためにSTPSからの認可を受けることを検討されている企業もいらっしゃることから本ニュースレターにおいて専門サービス提供者の登録に関するガイドラインの概要について解説いたします。

また、本トピックに関連して弊法人が発行しているスペイン語版のニュースレターもございますので、必要に応じてご参照ください。

[Flash: STPS | Registro por servicios u obras de carácter especializado\(2021/05/25\)](#)

専門サービス提供者の登録に関するガイドラインの概要について

2021年5月24日に公表された専門サービス提供者の登録に関するガイドラインおよびそのFAQ（2021年6月1日時点（*））の概要は、以下のとおりとなります。

(*）FAQは今後追加される可能性もあることから、定期的に確認することが望ましいと考えられます。

■ 登録業務の管理・運営および基本方針

- 専門サービス提供者の登録のための管理・運営はSTPSが省内に設ける代表者評議会を通じて行われます。（ガイドライン第4、6条）
- 本登録業務は本ガイドラインに定められた手順によって行われる必要があり、また、本ガイドラインの法的解釈はSTPSの見解に従う必要がある点、留意が必要となります。（ガイドライン第1、3条）

■ 登録義務者

専門サービス提供者として登録義務のあるものは、「専門サービスを第三者である専門サービス受益者（*）に提供することで、自己が雇用する労働者を当該第三者に対して提供する自然人または法人」と規定されています。（FAQ第1項）

一方で、専門サービスを第三者に提供しているが労働者の派遣をしていない場合、当該専門サービス提供者に登録義務はないとされています。（FAQ第3項）

(*）専門サービス提供者から専門サービスの提供を受ける自然人または法人

■ 登録申請手続き

- 専門サービス提供者はSTPSが提供する登録のための専用ウェブサイト（<http://repse.stps.gob.mx>）から登録申請を行います。（ガイドライン第6条）
- 基礎情報の入力（ガイドライン第8条第1項）

申請者は登録申請を行う際に、専用ウェブサイト上で申請者に関する以下の情報を入力する必要があります。

- ✓ 有効な電子署名（e-firma）
- ✓ 氏名（自然人の場合）もしくは社名（法人の場合）
- ✓ 商号（登録者が商号登記を行っている場合）
- ✓ 所在する州
- ✓ 納税者登録番号（RFC）
- ✓ 住所
- ✓ 登録時の所在地情報
- ✓ 電話番号（固定および携帯）、Eメールアドレス
- ✓ 定款に関する情報（定款番号、定款の公証を行った公証人の登録番号、定款の公証日、事業目的）（法人の場合）
- ✓ 社会保険庁（"IMSS"）への雇用主登録番号
- ✓ 申請者の法定代理人に関する情報（氏名、電話番号（固定および携帯）、公的身分証明書、CURP（住民登録番号）、Eメールアドレス）
- ✓ 労働者消費促進保証基金（"FONACOT"）への登録番号

- ✓ 登録申請時の従業員数（性別ごとに入力が必要）
- ✓ IMSSの労災保険料率を決定する際の基礎となる事業の種類
- ✓ 登録を希望する専門サービスの内容（複数可能）
- ✓ 主要な経済活動（定款に記載されている事業目的の中で主要な事業）

● 登録を希望する専門サービスに対する専門性（ガイドライン第8条第3項）

申請者は、登録を希望する専門サービスについて、専門性があることを宣誓し、また、その専門サービスを行える能力があることを自ら証明することが必要となります。

専門サービスを行うために十分な専門性を有していることを証明するために、専用ウェブサイト上で以下の情報や文書等を提出する必要があります。

- ✓ 派遣社員（*）が専門サービスを行うために必要な専門知識を習得するための研修等の人材育成プログラム
- ✓ 専門サービスを行うための許認可・ライセンス
- ✓ 専門サービスを行うために必要な設備や技術等
- ✓ 提供する専門サービスのリスクレベル
- ✓ 派遣社員の平均給与
- ✓ 提供する専門サービスのサービス提供実績等

なお、登録を希望する専門サービスは、定款に記載されている事業目的でなければならない点に留意が必要となります。

(*）専門サービス提供者と雇用契約を締結し、実際に専門サービスを派遣先企業に提供するために派遣される労働者

● その他必要書類の提出（ガイドライン第8条第4項）

申請者は、専用ウェブサイト上で、以下の文書を指定されたファイル形式（PDFもしくはXML形式）でアップロードする必要があります。

- ✓ 有効な公的身分証明書（自然人の場合は本人、法人の場合は法定代理人）（PDF）
- ✓ 代表権授權証書（PDF）
- ✓ 従業員の給与証明書（XML）
- ✓ 定款および現行の事業目的（PDF）
- ✓ RFCの登録証明書（PDF）
- ✓ IMSSへの雇用主登録（PDF）
- ✓ 住所を証明する書類（電気代や電話代の請求書、固定資産税の支払証書など）（PDF）

上記文書のアップロードは指定された形式にて行われる必要があります。また、アップロードされた文書は判読可能である必要があります。指定された形式と異なる形式でアップロードされた文書、あるいは、アップロードされた文書が判読できない場合は、当該文書は有効な文書として取扱われない点留意が必要となります。また、STPSは上記に加えて追加の情報または文書を要求する点にも留意が必要となります。

● 各種コンプライアンスの遵守（ガイドライン第8条第2項）

申請者は登録申請時点においてメキシコ税務当局（“SAT”）、IMSSおよび労働者住宅基金（“INFONAVIT”）が定める税務・社会保障に関するコンプライ

アンスを遵守している必要があります。

- 登録申請番号（ガイドライン第9条）

登録申請に必要な情報と文書が提出され登録申請手続きが完了すると、登録申請番号（Folio）が発行されます。なお、休日や営業時間外に登録申請手続きを行った場合は、翌営業日に登録申請番号が発行されます。

- 登録審査

- 審査期間（ガイドライン第10条）

- ✓ STPSは、専用ウェブサイトを通じて受け取った登録申請に対して20営業日以内に認可の可否について決議し、同ウェブサイトを通じて登録申請者に登録通知を行います。なお、当該20営業日の起算日は、STPSが申請書を受領した日、すなわち、登録申請番号の発行日からとなります。
- ✓ 登録通知が上記期限内で行われない場合、申請者はSTPSに対して登録通知の発行を3営業日以内に行うよう請求することができます。当該期間が過ぎてもなお登録通知が発行されない場合、申請者は登録申請が承認されたと見なすことができます。

- 追加の情報請求と他省庁との情報交換協定

- ✓ STPSは、申請者から提供された情報と文書を検証するために、いつでも申請者に対して追加の情報または文書の提出を要求することができます。（ガイドライン第11条）
- ✓ また、STPSは、同様の目的で、IMSS、INFONAVITおよびSATといった他省庁と情報交換協定を締結し、情報交換を行います。したがって、STPSは申請者から提供された情報と文書を検証するために、必要に応じて他省庁に対して情報を要求することとなります。（ガイドライン第5、11条）

- 登録通知の発行（ガイドライン第12条）

STPSは、申請者より提出された専門サービスの内容および当該専門サービスを提供するに足る十分な専門性を有しているか否かに関する審査を行い、申請者が本ガイドラインが要求する要求事項をすべて遵守していると判断した場合、登録申請を承認し、登録通知を申請者に発行します。登録通知には専門サービス提供者の名前、登録された専門サービス名および登録された専門サービスに付与される登録番号が記載されることとなります。（ガイドライン第12条）

- 登録申請の却下（ガイドライン第14条およびFAQ第5、6項）

STPSは、申請者が以下のいずれかに該当すると判断した場合にその登録申請を却下することができます。

- ✓ 業務の専門性を証明できない場合
- ✓ SAT、IMSS、INFONAVITが定める税務・社会保障に関するコンプライアンスが遵守されていない場合
- ✓ 本ガイドラインの要求事項を遵守しなかった場合
- ✓ 虚偽の情報を提出した場合（*）、専用ウェブサイト提出された文書が要件を満たしていない、または判読できない場合
- ✓ 専用ウェブサイトにおいて提出された情報または文書が、提出書類に含まれるその他の情報または文書と異なるか、不正確であることが検出された場合
- ✓ STPSが要求した情報または文書の提供を申請者が拒否した場合

- ✓ 登録申請した専門サービスが会社の事業目的として記載されていない場合
なお、登録申請が却下されたとしても、再申請することは可能となります。

(*) 虚偽の情報を提出した場合、法的措置が科される、具体的には文書改ざんの罪に問われる可能性がある点、ご注意ください。

文書の種類	罰則
公文書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 懲役4～8年 ■ UMAの200～300日分の罰金（17,924MXN～26,886MXN：2021年度のUMA日額89.62MXNをもとに計算した場合）
私文書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 懲役6ヵ月～5年 ■ UMAの180～360日分の罰金罰金（16,131.6MXN～32,263.2MXN：2021年度のUMA日額89.62MXNをもとに計算した場合）

- 登録業者の確認（ガイドライン第19条）

登録事業者リスト（専門サービスの登録を行った専門サービス提供者のリスト）がSTPSの専用ウェブサイトにおいて公開されることから、利用者は専門サービス提供者の登録内容と有効性をいつでも確認することができます。

- 認可の有効期間

- ✓ 登録の有効期間は3年となります。（ガイドライン第13条）
- ✓ 更新手続きも登録申請と同様、専用ウェブサイトを通じて行います。なお、更新手続きは、登録の有効期間が終了する3ヵ月前から行うことができます。（ガイドライン第16条およびFAQ第7項）

- 登録の取り消し（ガイドライン第15条およびFAQ第8項）

STPSは、以下のいずれかの状況が発生したときはいつでも登録を取り消すことができます。

- ✓ 専門サービス提供者が、登録されていない専門サービスを提供している場合
- ✓ 提供する専門サービスが、専門サービス受益者の主な事業目的または主要な経済活動の一部を構成している場合
- ✓ SAT、IMSS、INFONAVITが定める税務・社会保障に関するコンプライアンス違反がある場合
- ✓ 登録のための要件に1つ以上準拠していない場合
- ✓ 人材派遣業務に係る連邦労働法の規定に違反している場合
- ✓ STPSが要求する情報または文書の要求を拒否した場合
- ✓ 登録の有効期限内に更新を実施しなかった場合

なお、STPSが登録者の違反の可能性に気付いた場合、専門サービス提供者へその旨を通知します。専門サービス提供者はそこから5営業日以内にSTPSに対して違反を行っていない旨の説明等を行う必要があります。

- 専門サービスに関する契約書（ガイドライン第18条およびFAQ第2項）

専門サービス提供者が専門サービス受益者との間で締結する契約書には、専門サービス提供者が認可を受けた専門サービスの内容およびその登録番号等の情報を明記する必要があります。

■ その他（ガイドライン第17条）

専門サービス提供者は、名前、写真、バッジ、またはIDコード等を使用することによって、自社が雇用する派遣社員の管理を行える体制を整備する必要があります。

上述のとおり、2021年5月24日に公表されたガイドラインは専門サービス提供者がSTPSからの認可を受けるための登録手続きに関する内容がほとんどとなっています。したがって、本ガイドラインではどのような業種が登録対象となるのかに関する指針としては不十分であり、今後FAQの改訂等で明確な指針が出されることが望まれます。

一方で、専門サービス提供者は本ガイドライン公表後90日以内（8月22日が期限）にSTPSからの認可を受ける必要があることから（付則第3条）、認可の取得が必要となる専門サービスの洗い出し、登録申請に必要な情報の収集等を速やかに行い対応していく必要がある点、ご留意いただければと思います。

なお、連邦労働法の改正概要につきましては、2021年5月3日配信のニュースレター「連邦労働法改正の概要について」を必要に応じてご参照ください。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/06/mexico-newsletter-20210503.html>

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。